

消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分)が
充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

(歳入) 消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分) 6億6,000万円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 108億6,255万円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国支出金	県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他
社会福祉	生活保護事業	811,131	604,025	14,500	0	18	23,971	168,617
	児童福祉事業	4,106,350	1,962,802	764,112	0	143,327	153,858	1,082,251
	高齢者福祉事業	571,464	0	158,942	0	80,439	41,334	290,749
	障害者福祉事業	1,771,925	750,814	454,935	0	22,101	67,721	476,354
	小 計	7,260,870	3,317,641	1,392,489	0	245,885	286,884	2,017,971
社会保険	国民健康保険事業	604,690	58,573	188,500	0	0	44,512	313,105
	介護保険事業	1,099,336	0	83,946	0	0	126,385	889,005
	小 計	1,704,026	58,573	272,446	0	0	170,897	1,202,110
保健衛生	後期高齢者医療事業	1,145,949	0	203,682	0	0	117,284	824,983
	医療対策事業	479,039	29,932	8,440	3,400	16,296	52,398	368,573
	疾病予防対策事業	191,957	3,893	615	0	10	23,331	164,108
	健康増進対策事業	80,712	270	6,470	0	9	9,206	64,757
	小 計	1,897,657	34,095	219,207	3,400	16,315	202,219	1,422,421
合 計		10,862,553	3,410,309	1,884,142	3,400	262,200	660,000	4,642,502

地方税法第72条の116により、引上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。)は消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

※当該資料は、平成26年1月24日に総務省自治税務局都道府県税課長より発出された「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」に基づき、社会保障財源とされた増税分の使途を明確化するために作成したものである。